

各期における新型インフルエンザ等対策の概要表

	想定状況	対策の目標	考え方
総論	<ul style="list-style-type: none"> ・全人口の25%が新型インフルエンザに罹患 ・過去に大流行したインフルエンザにより中等度を致死率0.53%、重度を2.0%とする ※実際に新型インフルエンザが発生した場合は、これらの想定を超える事態も下回る事態もあり得ることを念頭に対策を検討 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。 2. 住民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生前の段階では、国・県の水際対策等に加え、町内の医療体制の整備、住民に対する啓発等事前準備を行う ・海外発生とした段階では、対策実施のための体制への切り替え。 ・国内発生当初の段階では、患者の入院措置、抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛等感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を実施。 ・常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、適切な対策への切り替え。 ・国内で感染が拡大した段階では、国・地方公共団体・事業者等の相互の連携により医療の確保、国民生活・国民経済の維持のための対策を実施する。
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・鳥インフルエンザ等の人への感染が散発的に見られるが、人から人への持続的な感染は見られない状況 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発生に備えて情報収集や体制の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平素からの対応体制構築、訓練の実施、人材の育成等事前準備を推進 ・対策等に関しての、住民等に対する継続的な情報提供
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生 ・国内では未発生 ・海外での発生国、地域が限定的な場合、流行が複数の国、地域に拡大している場合等 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。 2. 発生に備えて情報収集や体制の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力が高い場合にも対応できる強力な措置 ・海外での発生状況等に関する情報収集 ・情報収集体制の強化 ・国内発生に備えた体制整備を急ぐとともに、事業者・住民に国内発生に備えた準備
国内発生早期 ～ 県内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生早期:国内で発生しているが、県内では未発生 ・県内発生早期:県内で発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感染拡大をできる限り抑える。 2. 患者に適切な医療を提供する。 3. 感染拡大に備えた体制の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行のピークを遅らせるための感染対策 ・医療体制や感染対策等についての住民への情報提供 ・増大する医療需要への対応、医療機関での院内感染対策 ・感染拡大に備えた体制整備 ・住民接種の準備、実施
県内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で新型インフルエンザ等患者の接種歴が疫学調査で追えなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療体制を維持する。 2. 健康被害を最小限に抑える。 3. 住民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の主眼を早期の積極的感染防止策から被害軽減に切り替え ・地域ごとの発生状況への対応策 ・状況に応じた医療体制、感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動等についての周知、個人のとるべき行動に対しての積極的情報提供 ・流行ピーク時の入院患者、重傷者の数を少なくすることによる医療体制への負荷軽減 ・必要なライフライン等の事業活動を継続 ・住民接種の準備、実施 ・状況に応じ、必要性の低下した対策の縮小・中止
小康期	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・大流行は一旦終息している状況 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一波に関する対策の評価、第一波による医療体制、社会・経済活動への影響回復 ・第一波の終息及び第二波の発生の可能性等に関する住民への情報提供 ・情報収集の継続による第二波発生の早期探知 ・住民接種の実施

各期における新型インフルエンザ等対策の概要表

	主要6項目		
	実施体制	[緊急事態宣言がなされた場合]	情報提供・共有
総論	<ul style="list-style-type: none"> 国、県、町、事業者の相互の連携により、一体となった取組を実施 関係課における発生に備えた準備 緊急事態宣言がなされた場合に限らず、政府及び県対策本部が設置された場合は、必要に応じ、町対策本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 町対策本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 国、県等が発信する情報の収集に努めるとともに、関係機関との連絡体制を整備する。 【情報提供手段の確保】 インターネットを含む多様な媒体を用いての情報提供、広報紙、防災無線、ホームページ、SNS等の活用 【発生時における情報提供及び共有】 発生段階に応じ、町内外の発生状況、対策の実施状況等について情報提供 テレビ、新聞等のマスメディアの協力要請 【情報提供体制】 情報を集約し一元的に発信する体制の構築
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画の作成 新型インフルエンザ等対策に必要な体制整備等 国、県、他市町村等との連携強化 		<ul style="list-style-type: none"> 【継続的な情報提供】 新型インフルエンザ等に係る情報収集 住民への情報提供 保育所、学校等への情報提供 【体制整備等】 情報提供の内容、時期、媒体等についての検討 緊急的な情報提供等の体制を構築 住民からの相談窓口設置等の準備
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ庁内連絡会議を開催、情報の集約、共有、分析により対策を検討 緊急事態宣言がなされた場合に限らず、必要に応じ、町対策本部を設置 必要に応じ医療関係者等との会議を開催 		<ul style="list-style-type: none"> 【情報提供】 海外での発生状況等を収集し、住民に周知 【情報共有】 国、県、関係機関等との情報共有 【相談窓口等の設置】 住民に対する一般的な相談窓口の設置 住民からの問い合わせ、国、県、関係機関等からの情報の内容を踏まえ、次の情報提供に反映
国内発生早期～県内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> 政府対策本部の動向により、町対策本部の設置 必要に応じ庁内連絡会議を開催、情報の集約、共有、分析により対策を検討 必要に応じ医療関係者等との会議を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに町対策本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 【情報提供】 国、県からの情報収集、住民への発生状況等の情報提供 個人レベルでの感染対策、保育所・学校等での感染対策についての情報提供 住民からの問い合わせ、国、県、関係機関等からの情報の内容を踏まえ、次の情報提供に反映 【情報共有】 国、県、関係機関等との情報共有 【相談窓口等の体制充実・強化】 国の要請等により、相談窓口等の体制を充実、強化
県内感染期	<ul style="list-style-type: none"> 町対策本部により、感染予防策、拡大防止策の徹底等必要な対策を実施 必要に応じ医療関係者等との会議を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに町対策本部を設置 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことが出来なくなった場合は、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置活用 	<ul style="list-style-type: none"> 【情報提供】 住民に対し、県内外での発生状況、対策等についての情報提供 流行状況に応じた医療体制、保育所、学校等、職場での感染対策、社会活動の状況についての情報提供 住民からの問い合わせ、関係機関等からの状況を踏まえ、次の情報提供に反映 【情報共有】 国、県、関係機関等との情報共有 【相談窓口の継続】 国の要請により、町の相談窓口を継続
小康期	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされた場合、町対策本部を廃止 		<ul style="list-style-type: none"> 【相談窓口の縮小】 国の要請により、状況を見ながら相談窓口等体制を縮小 【情報提供】 小康期に入ったことの周知、住民への情報提供、注意喚起の実施

各期における新型インフルエンザ等対策の概要表

	主要6項目			
	予防・まん延防止	[緊急事態宣言がなされた場合]	予防接種	[緊急事態宣言がなされた場合]
総論	<ul style="list-style-type: none"> 個人に対する、マスク着用、咳エチケット等基本的な感染対策の普及 発生初期の段階から、職場における感染対策の徹底 緊急事態においては、必要に応じ県の要請による外出自粛、施設の使用制限等に対する協力 		【ワクチン】 <ul style="list-style-type: none"> 国等が備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを使用、有効性が低い場合等はパンデミックワクチンを使用 【特定接種】 <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等対策に携わる職員について、町を実施主体とし、原則集団的接種により接種を実施 【住民接種】 <ul style="list-style-type: none"> 対象者を4群に区分し、国から示された優先順位により、集団的接種を実施 	
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> 個人に対する基本的な感染対策の普及 保育所、学校等における感染予防策、臨時休業、発生時の体制についての検討 衛生資器材等の備蓄 		【特定接種】 <ul style="list-style-type: none"> 接種体制の構築 国の登録事業者の登録作業等への協力 【住民接種】 <ul style="list-style-type: none"> 住民に対するワクチン接種の体制構築 医師会等関係機関との協力により、接種に携わる医療従事者等の体制整備、接種場所、周知等具体的な実施方法についての準備 	
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対する感染予防策、拡大防止策徹底の周知 学校関係者等へのインフルエンザ様疾患の発生状況報告の協力依頼、県への報告 		【特定接種】 <ul style="list-style-type: none"> 国との連携により、対象職員への集団的接種を実施 【住民接種】 <ul style="list-style-type: none"> 国の要請等に基づき、集団的な接種を行うことを基本とし、具体的な接種体制の構築準備 	
国内発生早期～県内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対する感染予防策、拡大防止策周知 学校関係者等へのインフルエンザ様疾患の発生状況報告の協力依頼、県への報告 保育所、学校等の臨時休業の基準について検討 	県による濃厚接触者対策や外出自粛要請、施設の使用制限の要請等に対する協力	【住民接種】 <ul style="list-style-type: none"> 国の住民への接種順位の基本的な考え方等に基づき、原則として集団的接種を実施 	基本的対処方針の変更を踏まえ臨時の予防接種を実施
県内感染期	<ul style="list-style-type: none"> 被害軽減を主眼としたまん延防止対策 学校関係者等へのインフルエンザ様疾患の発生状況報告の協力依頼、県への報告 決定した保育所、学校等の臨時休業の基準について引き続き適用 新型インフルエンザ等対応マニュアルに基づき、業務や住民サービスを縮小 	県による濃厚接触者対策や外出自粛要請、施設の使用制限の要請等に対する協力	【住民接種】 <ul style="list-style-type: none"> 国、県との連携により住民への接種を実施 	基本的対処方針の変更を踏まえ臨時の予防接種を実施
小康期	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えての、拡大防止策見直し、改善 学校等におけるインフルエンザ様疾患による欠席者の状況調査、県への報告 		【住民接種】 <ul style="list-style-type: none"> 第二波に備え、住民への接種を実施 	必要に応じ臨時の予防接種を実施

各期における新型インフルエンザ等対策の概要表

	主要6項目		
	医療	住民生活・地域経済の安定の確保	[緊急事態宣言がなされた場合]
総論	<ul style="list-style-type: none"> 県の対策への協力 地区医師会等との連携 在宅療養患者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 住民生活及び地域経済の大幅な影響を最小限に抑えるよう、国、県、医療機関等と連携しつつ事前準備を行う 特に、高齢者世帯、障害者世帯等への生活支援は重要であることから、発生前から生活支援について検討しておく 	
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> 県の対策への協力 地区医師会等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援の準備 火葬能力等の把握 	
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> 県の対策への協力 地区医師会等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等に対しての、新型インフルエンザ等発生の連絡 火葬場の火葬能力を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保準備 	
国内発生早期 ～ 県内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> 県の対策への協力 地区医師会等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 発生前に立てた計画に基づき、要援護者等に対し、食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等実施 在宅療養で支援が必要な患者に対し、必要な支援実施 火葬場の火葬能力を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保準備 	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連物資等の価格の安定等 水の安定供給
県内感染期	<ul style="list-style-type: none"> 県の対策への協力 地区医師会等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 要請に応じた在宅療養患者への支援、自宅で死亡した患者への対応 火葬場の火葬能力を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保準備 	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連物資等の価格の安定等 要援護者への生活支援 埋葬・火葬の特例等 水の安定供給
小康期	<ul style="list-style-type: none"> 県の対策への協力 地区医師会等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 要請に応じた在宅療養患者への支援、自宅で死亡した患者への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 国、県等との連携により、国内の状況を踏まえ、緊急事態措置を縮小、中止